

2011年6月6日
マスミューチュアル生命保険株式会社

東日本大震災の被災地域のお客様に対する
保険料払込猶予期間の再延長等の実施について

このたびの地震により被災された皆様に対し、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

弊社では、東日本大震災により被災された皆様に対して、保険料払込猶予期間を最長6ヵ月間延長する取扱いを行っておりますが、被災地の復旧・復興状況をふまえ、下記の通り、追加のお取扱いを実施いたします。

記

1. 保険料払込猶予期間の再延長について

保険料払込猶予期間については、6ヵ月延長するお取扱いを実施しておりますが、災害救助法の適用地域（※1）に居住されている被災ご契約者様を対象として、さらに3ヵ月延長することといたしました（最長で2011年12月末までの取扱いとなります）（※2）。

また、契約者貸付を受けられているご契約または保険料の自動貸付が適用されているご契約において、貸付元利金が解約返戻金を超過することにより発生する失効（オーバーローン失効）につきましても、上記同様ご契約を失効させないお取扱いをいたします（最長で2011年12月末までの取扱いとなります）。

※1 東日本大震災にかかる災害救助法適用地域。ただし、大量の帰宅困難者が発生したことなどに伴い、災害救助法が適用された東京都を除きます。

※2 保険料が猶予期間内に払い込まれない場合、払込猶予期間延長のお申出が無い場合でも自動的に延長いたします。

2. 猶予した保険料の払込期日に関する特別取扱い

延長された猶予期間経過後もご契約の継続を希望される場合は、上記1. の猶予期間分の保険料を2011年12月末までにお払込みいただく必要がございます。

しかしながら、猶予期間分の保険料全額のお払込みが困難な場合には、2012年1月から保険料のお払込みを再開していただくことで、ご契約を継続することが可能となります。

その場合、払込期日が到来している保険料も含め、2012年10月末までに全額お払込みいただく必要がございます。

以上